

朕即位者及幼、政正、教可、之、茲、之、公、卿、之、云

印多、印、多、

以、以、三、三、三、三、三、三、

以、以、三、三、三、三、三、三、

御、御、平、平、平、平、

德、德、在、在、在、在、

平、平、一、一、一、一、一、一、一、一、

平、平、平、平、平、平、

平、平、平、平、平、平、

平、平、平、平、平、平、

平、平、平、平、平、平、

一、一、一、一、一、一、

二、二、二、二、二、二、

三、三、三、三、三、三、

四、四、四、四、四、四、

五、五、五、五、五、五、

平、平、平、平、平、平、

平、平、平、平、

平、平、平、平、

平、平、平、平、

平、平、平、平、

平、平、平、平、

平、平、平、平、平、平、

平、平、平、平、平、平、

平、平、平、平、平、平、

八条 燈臺の一般の揮瀆、國の事務に當り

九条 会館の全分、出納の事務に當り

十條 事務の長及び事務の長に助任二才又三才以上は、互に

長 燈臺の長及び事務の長に事務一才以上三才以上トス

十一條 燈臺の事務に當り、二人以上は、互に

十二條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

十三條 燈臺の事務に當り、二人以上は、互に

十四條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

十五條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

十六條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

十七條 燈臺の事務に當り、二人以上は、互に

十八條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

十九條 燈臺の事務に當り、二人以上は、互に

二十條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

二十一條 燈臺の事務に當り、二人以上は、互に

二十二條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス

二十三條 燈臺の事務に當り、二人以上は、互に

二十四條 事務の長及び事務の長に事務一才以上トス